明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○　△　○

2　前項の回復理由書を提出する場合には、実用新案法第三十三条の二第一項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

第二十二条第一項及び第二十二条の二第一項第二号中「若しくは第七項」を「若しくは第六項」に改める。

第二十三条第一項中「第二項若しくは第三項」を削り、「第十一条の五第二項」の下に「、第二十五条の七第五項」を加え、「若しくは第六十九条第三項前段」を「、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」に改め、「第二十一条第三項前段」の下に「、第二十一条の四第二項若しくは第二十三条第三項において準用する特許法施行規則第三十八条の二第三項」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「同条第十項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「若しくは第四項」を「、第四項若しくは第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第六項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　特許法施行規則第六章（特許権の移転の特例）の規定は、実用新案権の移転の特例に準用する。

第二十三条第十項中「第六章」を「第七章」に改め、同項を第九項とし、同条中第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

様式第一の備考17、同様式の備考21、同様式の備考26及び同様式の備考28中「第23条第４項」を「第23条第２項」に改め、同様式の備考29中「第23条第４項」を「第23条第２項」に、「第30条第１項」を「第30条第２項」に改め、「又は「実用新案法第11条第１項において準用する特許法第30条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」」を削り、同様式の備考30、同様式の備考31及び同様式の備考37中「第23条第４項」を「第23条第２項」に改める。

様式第二の備考３中「第23条第４項」を「第23条第２項」に改める。

様式第三の二の備考13のハ中「他の請求項」の下に「の記載」を加え、同備考ヘ中「以上の請求項」の下に「の記載」を加え、同備考ホ中「他の請求項」の下に「の記載」を加え、同様式の備考14中「記載してはならなず」を「記載してはならず」に改める。

様式第六の備考９、様式第八の備考15及び様式第八の二の備考３中「第23条第４項」を「第23条第２項」に改める。

様式第十中備考２を備考３とし、備考１の次に次のように加える。

2　実用新案法第48条の４第４項の規定により、翻訳文を添付して提出するときは、「【手数料の表示】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第48条の４第４項の規定による翻訳文の提出」と記載する。

様式第十二の備考３中「第23条第４項」を「第23条第２項」に改める。

様式第十四の備考５中「記載し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に」を加える。

様式第十四の三の次に次の一様式を加える。

様式第14の４（第21条の４関係）

【書類名】　回復理由書
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【実用新案登録番号】
【実用新案権者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【回復の理由】
【提出物件の目録】
〔備考〕

1　「【実用新案権者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【実用新案権者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【実用新案権者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

2　「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び理由がなくなつた日について具体的に記載する。

3　「【提出物件の目録】」欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。

4　第21条の４第３項の規定により、２以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【実用新案登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る実用新案登録番号（実用新案登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】
実用新案登録第○○○○○○号、実用新案登録第○○○○○○号、
実用新案登録第○○○○○○号、実用新案登録第○○○○○○号、

5　その他は、様式第１の備考１から４まで、７から12まで、14、18から20まで、22、32、35、36及び39と同様とする。この場合において、様式第１の備考９中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「実用新案権者」と読み替えるものとする。

（意匠法施行規則の一部改正）

第三条　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第十九条第七項」を「第十九条第八項」に改める。

第十六条第五号中「登録」の下に「又は意匠法第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録」を加える。